



宮 崎 県 公 報

平成29年3月17日（金曜日）号外 第11号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

条 例

- 宮崎県税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 2
 ○宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止

- する条例……………（医療業務課） 4
 ○宮崎県地域医療再生基金条例を廃止する条例…（ ” ） 4
 ○宮崎県国民健康保険運営協議会条例……………（国民健康保険課） 4
 ○国営西諸土地改良事業負担金徴収条例及び国営
 大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例の
 一部を改正する条例……………（農村計画課） 5

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例（条例第1号）

1 改正の理由及び主な内容

地方税法の改正に伴い、法人県民税法人税割の税率改正等の施行が延期されたこと等に対応するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例（条例第2号）

1 廃止の理由及び主な内容

災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の耐震化整備を行うため、宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金を設置しましたが、当該基金に係る事業が終了したため、条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県地域医療再生基金条例を廃止する条例（条例第3号）

1 廃止の理由及び主な内容

医師の養成及び確保、救急医療体制の強化等を目的として、宮崎県地域医療再生基金を設置しましたが、当該基金に係る事業が終了したため、条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県国民健康保険運営協議会条例（条例第4号）

1 制定の理由及び主な内容

国民健康保険法の一部改正に伴い、平成30年度以降の国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、宮崎県国民健康保険運営協議会を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 国営西諸土地改良事業負担金徴収条例及び国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 改正の理由及び主な内容

土地改良法施行令の改正に伴い、県が受益者等から徴収する負担金の償還利率を変更するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 1 号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（この条例の目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方税法（昭和25年7月法律第 226号。以下「法」という。）その他の法令に定めのあるもののほか、県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（県税・総務事務所の長に対する知事の権限の委任）</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 知事は、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税及び軽油引取税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務（軽油引取税については、免税軽油使用者証及び免税証の交付並びに免税軽油の引取り等に係る報告に関する事務を除く。）並びに自動車取得税、<u>法第 151条第 3 項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車税及び鉅区税</u>に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び過料の徴収に関する事務については、前項の規定にかかわらず、宮崎県税・総務事務所の長に委任する。</p> <p>3～6 [略]</p> <p style="text-align: center;">（職権による換価の猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等）</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定は、法第15条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第15条第 3 項又は第 5 項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 8 条第 1 項」と、<u>同条第 3 項中「同項」とあるのは「第 8 条第 2 項において準用する第 6 条第 2 項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（申請による換価の猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等）</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定は、法第15条の 6 第 3 項において読み替えて準用する法第15条第 3 項又は第 5 項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 9 条第 2 項」と、<u>同条第 3 項中「前項」とあるのは「第 9 条第 3 項において準用する第 6 条第 2 項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4～7 [略]</p> <p style="text-align: center;">（法人税割の税率）</p> <p>第30条 法人税割の税率は、<u>100分の 1</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">（法人の事業税の税率等）</p> <p>第32条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第 3 項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に</p>	<p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第 226号。以下「法」という。）その他の法令に定めのあるもののほか、県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（県税・総務事務所の長に対する知事の権限の委任）</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 知事は、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税、<u>軽油引取税及び鉅区税</u>に係る徴収金の賦課徴収に関する事務（軽油引取税については、免税軽油使用者証及び免税証の交付並びに免税軽油の引取り等に係る報告に関する事務を除く。）並びに自動車取得税及び<u>法第 151条第 3 項</u>の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車税に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び過料の徴収に関する事務については、前項の規定にかかわらず、宮崎県税・総務事務所の長に委任する。</p> <p>3～6 [略]</p> <p style="text-align: center;">（職権による換価の猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等）</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定は、法第15条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第15条第 3 項又は第 5 項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 8 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（申請による換価の猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等）</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定は、法第15条の 6 第 3 項において読み替えて準用する法第15条第 3 項又は第 5 項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 9 条第 2 項」と読み替えるものとする。</p> <p>4～7 [略]</p> <p style="text-align: center;">（法人税割の税率）</p> <p>第30条 法人税割の税率は、<u>100分の 3.2</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">（法人の事業税の税率等）</p> <p>第32条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、<u>保険業及び貿易保険業</u>を除く。第 3 項において同じ。）に対する事業税の額は</p>

掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) [略]

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に 100分の 1.3の税率を乗じて得た金額とする。

3 [略]

(個人の事業税の納期)

第33条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、年の中途において事業を廃止した場合における事業に対する事業税の納期は、県税・総務事務所の長が定める。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の2 法第73条の27の2第2項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(自動車税の税率)

第61条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に規定する学校が所有するバス又は特種用途車でバスに類するもののうち専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するものの自動車税の税率は、別表第5に定める額とする。

(固定資産税の仮算定税額による徴収)

第76条の2 法第745条第1項において準用する法第364条第3項の規定に該当する固定資産税にあっては、法第389条第1項の規定による通知が行われる日までの間に到来する納期において徴収すべき固定資産税について、前年度の固定資産税の課税標準である価格を課税標準として仮に算定した額の前条の納期の数で除して得た額の2分の1に相当する額の固定資産税をそれぞれの納期において徴収する。

附 則

(法人の県民税の法人税割の税率の特例)

第6条 昭和51年2月1日から平成33年1月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

2～6 [略]

(法人の事業税の税率の特例)

第7条 [略]

2 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度に係る法人の事業税についての第32条及び前項の規定の適用については、第32条第1項第1号ウの表中「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」と、「100分の2.7」とあるのは「100分の0.5」と、「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあ

、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) [略]

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に 100分の 1.3の税率を乗じて得た金額とする。

3 [略]

(個人の事業税の納期)

第33条 [略]

2 [略]

3 県税・総務事務所の長は、特別の事情があると認める場合は、前2項に規定する納期と異なる納期を定めることができる。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の2 法第73条の27の2第2項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(自動車税の税率)

第61条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定にかかわらず、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が所有するバス又は特種用途車でバスに類するもののうち専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するものの自動車税の税率は、別表第5に定める額とする。

(固定資産税の仮算定税額による徴収)

第76条の2 法第745条第1項において準用する法第364条第5項の規定に該当する固定資産税にあっては、法第389条第1項の規定による通知が行われる日までの間に到来する納期において徴収すべき固定資産税について、前年度の固定資産税の課税標準である価格を課税標準として仮に算定した額の前条の納期の数で除して得た額の2分の1に相当する額の固定資産税をそれぞれの納期において徴収する。

附 則

(法人の県民税の法人税割の税率の特例)

第6条 昭和51年2月1日から平成33年1月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の4とする。

2～6 [略]

(法人の事業税の税率の特例)

第7条 [略]

2 平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度に係る法人の事業税についての第32条及び前項の規定の適用については、第32条第1項第1号ウの表中「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」と、「100分の2.7」とあるのは「100分の0.5」と、「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあ

るのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

るのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条第2項、第8条第2項、第9条第3項、第33条第3項、第41条の2、第61条第5項及び第76条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の宮崎県税条例（以下「改正後の条例」という。）第30条及び附則第6条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 3 改正後の条例第32条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第2号

宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例

宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成21年宮崎県条例第53号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県地域医療再生基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第3号

宮崎県地域医療再生基金条例を廃止する条例

宮崎県地域医療再生基金条例（平成22年宮崎県条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。

平成29年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第4号

宮崎県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

- 第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。以下「改正法」という。）附則第9条の規定に基づき、宮崎県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 改正法附則第7条の規定によりその例によることとされる改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。次号において「新法」という。）第82条の2第1項に規定する都道府県国民健康保険運営方針の作成に関すること。
- (2) 改正法附則第9条の規定に基づく新法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

(組織)

- 第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する者 3人
 (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第64条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する者 3人
 (3) 公益を代表する者 3人
 (4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する者 2人

2 委員は、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、公益を代表する者のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、第1項の規定に準じてあらかじめ選挙された委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間における第3条第1項第4号の規定の適用については、同号中「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第3項に規定する被用者保険等保険者」とあるのは、「国民健康保険法附則第10条第1項に規定する被用者保険等保険者(健康保険法第123条第1項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。)」とする。

国営西諸土地改良事業負担金徴収条例及び国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第5号

国営西諸土地改良事業負担金徴収条例及び国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

(国営西諸土地改良事業負担金徴収条例の一部改正)

第1条 国営西諸土地改良事業負担金徴収条例(平成9年宮崎県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(負担金の徴収方法)	(負担金の徴収方法)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 第2条第1項の規定により徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払の期間(据置期間を含む。以下同じ。)は、国営土地改良事業が完了した年度(国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度。以下同じ。)の翌年度から起算して17年(据置期間は、2年)とし、利率は、 <u>年5パーセント</u> とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。	2 第2条第1項の規定により徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払の期間(据置期間を含む。以下同じ。)は、国営土地改良事業が完了した年度(国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度。以下同じ。)の翌年度から起算して17年(据置期間は、2年)とし、利率は、 <u>国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において知事が定める率</u> とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
3 第2条第4項の規定により市町に負担させる負担金に係る第1項の元利均等年賦支払の期間は、国営土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して17年(据置期間は、2年)とし、利率は	3 第2条第4項の規定により市町に負担させる負担金に係る第1項の元利均等年賦支払の期間は、国営土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して17年(据置期間は、2年)とし、利率は

、年5パーセントとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。

(1)～(4) [略]

、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において知事が定める率とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。

(1)～(4) [略]

(国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例の一部改正)

第2条 国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例（平成27年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(負担金の徴収方法)	(負担金の徴収方法)
<p>第4条 [略]</p> <p>2 第2条第1項の規定により徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払の期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、国営土地改良事業が完了した年度（国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度。以下同じ。）の翌年度から起算して17年（据置期間は、2年）とし、利率は、<u>年5パーセント</u>とする。ただし、国営土地改良事業が完了する以前において、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき国営土地改良事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき受益者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度から起算するものとする。</p> <p>3 第2条第4項の規定により宮崎市に負担させる負担金に係る第1項の元利均等年賦支払の期間は、国営土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して17年（据置期間は、2年）とし、利率は、<u>年5パーセント</u>とする。ただし、国営土地改良事業が完了する以前において、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき国営土地改良事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、宮崎市に当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると知事が認める場合は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度から起算するものとする。</p>	<p>第4条 [略]</p> <p>2 第2条第1項の規定により徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払の期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、国営土地改良事業が完了した年度（国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度。以下同じ。）の翌年度から起算して17年（据置期間は、2年）とし、利率は、<u>国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において知事が定める率</u>とする。ただし、国営土地改良事業が完了する以前において、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき国営土地改良事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき受益者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度から起算するものとする。</p> <p>3 第2条第4項の規定により宮崎市に負担させる負担金に係る第1項の元利均等年賦支払の期間は、国営土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して17年（据置期間は、2年）とし、利率は、<u>国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において知事が定める率</u>とする。ただし、国営土地改良事業が完了する以前において、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき国営土地改良事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、宮崎市に当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると知事が認める場合は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度から起算するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。